

患者さま ご家族さまへ

当院では特定看護師が活動しています！

特定行為とは

特定行為は、看護師が医師の判断を待たずに、
手順書により行える

一定の診療の補助（特定行為）です。

厚生労働省「特定行為に係る看護師の研修制度」
により養成された看護師が実施します。

※手順書とは、医師・歯科医師が看護師に診療の補助を行わせるために、
その指示として作成する文書または電磁的記録のことです。



当院では、研修を修了した看護師を「特定看護師」と呼び、
専門的な知識および技能を兼ね備え、より高度な診療の補助を行います。

みなさまのご理解とご協力をお願いいたします。

特定行為に関するご相談
独立行政法人国立病院機構熊本南病院
TEL:0964-32-0826